［略］	防衛省 ［略］ 防衛医科大学校の歳入歳出外現金出納官吏 海上自衛隊の歳入歳出外現金出納官吏 航空自衛隊の歳入歳出外現金出納官吏 情報本部の歳入歳出外現金出納官吏 地方防衛局の歳入歳出外現金出納官吏 防衛装備庁の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省告示第八十六号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四の規定に基づき、平成三十年経済産業省告示第百七十五号（計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

［略］	防衛省 ［略］ 防衛医科大学校の歳入歳出外現金出納官吏 防衛装備庁の歳入歳出外現金出納官吏 地方防衛局の歳入歳出外現金出納官吏 東海防衛支局の歳入歳出外現金出納官吏 熊本防衛支局の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

改正後

第一条　（略）

第二条　規則別表第四の第二欄にそれぞれ掲げる経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上欄に掲げる事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

規則別表第四の事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
（略）	（略）	（略）
四　音圧レベル	イ　音圧レベル校正器	日本産業規格Ｃ一五一五（二〇〇四）に規定するクラス一のもの又は日本産業規格Ｃ一五一五（二〇二〇）に規定するクラス一のもの
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

第一条　（略）

第二条　規則別表第四の第二欄にそれぞれ掲げる経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上欄に掲げる事業の区分及び中欄に掲げる特定計量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

規則別表第四の事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	経済産業大臣が別に定めるもの
（略）	（略）	（略）
四　音圧レベル	イ　音圧レベル校正器	日本産業規格Ｃ一五一五（二〇〇四）に規定するクラス一のもの
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）